

駒ヶ根市中小事業者等エネルギーコスト削減事業補助金 **(追加募集)** Q&A

(令和6年1月9日現在)

Q	A
1 創業予定者は対象になるか。	対象外です。 申請時点で、駒ヶ根市内において <u>1年以上</u> 事業を営んでいる事業者が対象です。
2 補助対象設備を市外の拠点に設置する場合は対象になるか。	対象外です。 駒ヶ根市内の事業所等の補助対象設備を更新することが条件です。
3 本社が市外にある法人の場合でも対象者になれるか。	対象設備を更新する事業所が駒ヶ根市内であれば対象となります。
4 個人事業主の定義は。	中小企業基本法第2条に定める個人が対象であり、資本金の額又は出資の総額や従業員数により業種別に区分されています。
5 市外に住んでいる個人事業主で、市内で事業を営んでいる場合は対象になるか。	対象外です。 個人事業主は、課税の観点から、駒ヶ根市内に住民登録がある方が対象です。
6 市内に住んでいる個人事業主で、市外で事業を営んでいる場合は対象になるか。	対象外です。 駒ヶ根市内に事業所がある中小企業や個人事業主が対象です。
7 市内に複数の事業所を経営している。複数の事業所での設備更新を考えているが対象となるか。	対象になります。 複数の事業所で設備更新することは可能ですが、1事業者1回までの申請です。
8 補助金の対象となる事業の開始時期はいつからか。	補助事業の着手時期は、駒ヶ根市からの交付決定後となります。(交付決定前に着手した事業については補助対象外となります。)
9 他の補助金を申請しているが、市補助金は申請できるのか。	本補助金と他の補助金等を重複して受けることはできません。 また、 <u>長野県中小企業エネルギーコスト削減助成金の助成対象者(見込含む)、市10月募集の交付決定を受けた者は申請できません。</u>
10 自宅兼事業所(店舗等)の場合、補助対象となる設備の考え方は。	事業所(店舗等)部分が住居部分と明確に区分され(例:壁等で仕切られている等)、かつ更新される設備が、100%事業に供されることが明らかな場合(例:事務所や店舗のエアコン、専用の冷蔵庫、独立した給湯設備など)は、対象となります。 <u>なお、自宅用と事業用で明確に区別ができない場合(自宅と事業所どちらにも使用できる設備)は、対象外です。申請時に事業用部分と住居部分の区分がわかる平面図を添付してください。</u>

11	補助申請金額はどのように計算するか。	補助対象経費(税抜き10万円以上75万円以下)に補助率を乗じた額(千円未満切り捨て)が、申請金額となります。 ※補助対象経費が10万円未満の場合、又は75万円を超える場合は、申請できません。
12	既に購入したものは対象になるか。	対象外です。 補助金の交付決定前に購入、設置等したものは対象になりません。
13	事業所を新設する場合、この補助金を活用することはできるか。	対象外です。 施設の新設に伴う設備導入は補助対象となりません。
14	リース、レンタルは対象になるか。	対象外です。 設備の本体購入価格、設置に係る工事費等が対象です。 なお、維持管理等かかる費用(手数料、保証料、保険料、保守サポート等)も対象になりません。
15	工事を伴わない設備更新でもよいか。	冷蔵冷凍設備のみ対象となります。 空調設備、照明設備、給湯設備については、設置工事(電気工事含む)を伴う更新のみ対象となります。
16	設備更新に係る工事を自ら実施する場合、工事費は補助対象経費となるか。	対象外です。 自営工事等に係る費用は、対象となりません。
17	既存設備の撤去費及び処分費は対象になるか。	対象外です。 工事費の内訳等、工事業者等へ確認してください。
18	LED 照明に交換する場合、LED 電球を交換するだけでよいか。	電球や蛍光管等の光源のみ、人感センサーのみの交換は対象となりません。
19	対象機器の省エネ性能基準はどこで確認できるのか。	省エネ基準達成率100%以上の機器が対象です。 統一省エネラベル又は販売店等に確認してください。 なお、資源エネルギー庁のHPでも確認できます (https://seihinjyoho.go.jp/)
20	「省エネ製品情報サイト」に掲載されていない業務用の設備等は対象になるか。	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく省エネ基準(トップランナー制度)がない場合は、エネルギー効率(通年エネルギー消費効率:APF、固有エネルギー消費効率:発光効率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等)が更新前の設備より高くなっていれば、対象とします。
21	実績報告はどのように手続きすればよいか。	事業完了後、30日以内に所定様式(ホームページ又は窓口で配布)に、対象設備の設置及び支払い明細等が確認できる書類を添えて、申請窓口へ提出してください。
22	受け取った補助金は課税対象となるか。	原則、課税対象となります。 詳細はお近くの税務署へお問い合わせください。

23	調査や現地確認はあるか。	補助金交付要綱に基づき、必要に応じて現地確認および帳簿等の調査をすることがあります。
24	社宅の設備更新は対象となるか。	福利厚生施設は対象外です。
25	作業現場等に設置する現場事務所内の設備を更新する場合、対象となるか。	本補助金は事業所内の設備更新を対象とします。その現場事務所が「事業所」の定義を満たせば対象となりますが、対象となるかについては状況等を複合的に判断する必要がありますので、一度お問い合わせください。